○農林水産省告示第二千三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字船生字屋敷裏八二九七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県亘理郡山元町真庭字新田五の二、三一の九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県筑紫郡那珂川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字蔵原井手口二五九の二、字詰ノ下二六一の二、二六五の二、二六七の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須塩原市大柳町字彦立三四の六（国有林）、三四の三、三四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県西置賜郡小国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

小国町（次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

小国町（次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県那須塩原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水害の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日光市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

日光市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日光市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日光市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

日光市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。